

さ情審査答申第169号  
平成31年3月6日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 池 上 純 一

### 答 申 書

平成28年5月9日付けで貴職から受けた、「桜環境センターの業務委託に関する行政情報のうち、特定NPO法人に係わるもの及び桜環境センターにおけるスタジオレッスン等の休講、催事の中止などの行政情報（以下「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成28年3月11日付け環施環施第2312号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

#### 第2 異議申立人の主張の要旨

##### 1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、開示を求めた行政情報に特定されなかった文書及び追加文書の開示を求めるものである。

##### 2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、以下のとおりである。

誤った文書特定の瑕疵により、本件処分は無効

さいたま市業務委託契約基準約款第3条第3項に基づく委託者の承諾を得た文書が特定されていない、よって開示せよ。さらに桜環境センター維持管理・運営業務計画書の別冊C05 スタジオ運営マニュアル（以下「スタジオ運営マニュアル」という。）を開示せよ

#### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は理由説明書において、おおむね以下のとおり説明している。

- 1 異議申立人から「桜環境センターの業務委託に関する行政情報のうち、特定NPO法人に係わるもの及び桜環境センターにおけるスタジオレッスン等の休講、催事の中止などの行政情報」について開示請求があった。
- 2 特定NPO法人に係るものについては、環境啓発・余熱体験施設の運営を担当する株式会社A（クリーン工房、「全体計画書 2. 業務実施体制の図にいうCK」）が、環境啓発の一部の業務を特定NPO法人に委託している業務組織体制図が「新クリーンセンター整備事業桜環境センター維持管理・運營業務計画書（以下「計画書」という。）」にあるため、それを開示した。
- 3 また、スタジオレッスン等の休講、催事の中止については、株式会社Aより、余熱体験施設の業務計画の一部であるスタジオレッスン等の健康増進プログラムを計画書として提出させ、実施の報告も受けていたが、休講や催事の中止については、報告事項としておらず、資料は不存在であったため、全体としては一部開示決定を行った。
- 4 上記対応の過程の中で、異議申立人は、「さいたま市委託契約基準約款（以下「基準約款」という。）」に基づく「委託者の承諾」の有無についての行政資料開示を求めているが、桜環境センターは、施設の設計と建設及び15年間の維持管理・運営を一体で行うDBO方式を採用しており、単なる施設の維持管理委託と異なることから、独自の契約約款「さいたま市新クリーンセンター整備事業維持管理・運營業務委託契約書約款（以下「独自約款」という。）」を基に契約を締結している。
- 5 独自約款第8条2項に「乙は、事業者提案で明示された者以外の者に本業務の各業務を遂行させる場合は、事前に甲の承諾を得るものとし、これを変更する場合も同様とする。」と定めている。
- 6 本件異議申立ての対象となっている特定NPO法人は、桜環境センターの維持管理運営を受託している特別目的会社である株式会社B（エコパークさいたま、「全体計画図 2. 業務実施体制の図にいうSPC」）を設立した構成員(出資者)の一員である株式会社Aが担う、環境啓発・余熱体験施設関連業務の一部を実施している団体で、独自約款に記載されている「事業者提案で明示された者」に該当しており、また、独自約款では、事業者に対し業務開始前に計画書の提出と、市の承諾を受けることを求めているが、本市は、この独自約款に基づき策定された計画書の承諾を行っており、特定NPO法人はこの計画書において、業務実施体制、業務組織体制図などにも明記されている。
- 7 以上より、異議申立人が求める、基準約款に基づく委託者の承諾につい

ては、独自約款に基づき、桜環境センターの維持管理・運営を受託している株式会社Bが、本市へ提出した計画書に維持管理・運営業務及び実施体制に明記されていることをもって足るものであると判断している。

- 8 また、スタジオレッスン等に関し、開示の際に複写した資料にある、スタジオ運営マニュアルについては開示が可能である。

#### 第4 審査会の判断の理由

##### 1 本件異議申立てについて

本件対象行政情報は、異議申立人が平成28年3月3日に開示請求を行った「桜環境センターの業務委託に関する行政情報のうち、特定NPO法人に係わるもの及び桜環境センターにおけるスタジオレッスン等の休講、催事の中止などの行政情報」である。

実施機関は、本件開示請求に対し、「桜環境センターの業務委託に関する行政情報のうち、特定NPO法人に係わるもの」については受託者から提出されている計画書のうち、業務組織体制を示した図（全体計画書 2. 業務実施体制の図）を特定し、「スタジオレッスン等の休講、催事の中止などの行政情報」は不存在のため不開示とする一部開示決定を行ったところ、異議申立人は、再委託の際に委託者（さいたま市）がそのことを承諾した文書が特定されていないと主張し、本件処分の取消しを求めるとともに、開示された情報に記載された、スタジオ運営マニュアルの開示を求めて本件異議申立てを行ったものである。

##### 2 本件処分の当否について

- (1) 異議申立人は開示しない部分とした、「レッスンスタジオ等の休講、催事の中止」に係る情報については異議を申し立てていないことから、当審査会は「桜環境センターの業務委託に関する行政情報のうち、特定NPO法人に係わるもの」に係る文書特定の適否について検討する。また、スタジオ運営マニュアルについては、開示された情報を閲覧した時点で存在を認識した本件開示請求とは全く別の情報であることから、本件処分に対する異議申立てではなく、別途開示請求されるべき情報であるため審査しない。

##### (2) 文書の特定の可否について

実施機関は、桜環境センターの業務委託に関する行政情報のうち、特定NPO法人に係わるものについては、受託者から提出されている計画書のうち業務組織体制を示した図を特定し開示した。

当審査会において開示された文書を確認したところ、実施機関が特定した業務組織体制を示した図には、桜環境センターが管理運営として採

用しているDBO方式により維持管理運営は株式会社Bが受託しており、この会社を設立した構成員（出資者）の一員である株式会社Aが担う事業の一部を特定NPO法人が受託していることわかる業務実施体制が記載されていた。当該文書は、確かに開示請求書の開示請求に係る行政情報の名称の欄に記載されている「桜環境センターの業務委託に関する行政情報のうち、特定NPO法人に係わるもの」であることが認められることから文書の特定に瑕疵があったとは言えない。

(3) 委託者の承諾書について

当審査会としては異議申立人の主張する委託者の承諾書についても確認した。

実施機関によると、異議申立人の主張する委託者の承諾書については当該委託契約は基準約款ではなく独自約款を基に締結しており、特定NPO法人への再委託は株式会社Bから委託者に提出された計画書にあらかじめ記載してあることで足りると説明している。

独自約款によると、第13条第1項において、受託者は各事業年度が開始する30日前までに、業務計画書を提出し、委託者の確認を受けなければならないと規定しており、これを変更しようとする場合には、委託者の承諾を受けなければならないと規定しており、これは、計画書に記載された事項を変更しない限り委託者の承諾を得る必要はないと解される。また、前述したとおり開示された計画書該当部分には、特定NPO法人が株式会社Aから業務の一部を受託することが明記されている。以上のことから異議申立人の主張する委託者の承諾書は存在していないと認めるのが相当である。

3 以上の次第であるから、当審査会は、本件異議申立てに理由がないので前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成28年 5月 9日	諮問の受理（諮問第424号）
②	平成30年 6月21日	審議
③	平成31年 2月21日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士

会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)